

発 案 書

県議第九号

木造建築物等の整備の更なる促進を求める意見書について

木造建築物等の整備の更なる促進を求める意見書を次のように発案する。

令和七年七月十日

提出者 岐阜県議会議員 布 俣 正 也

山 内 房 壽

野 島 征 夫

野 村 美 穂

国 枝 慎 太 郎

澄 川 寿 之

中 川 裕 子

岐阜県議会議員 小 原 尚 様

木造建築物等の整備の更なる促進を求める意見書

森林は、国土保全のほか地球温暖化防止、生物多様性の保全、生態系の維持など、多面的機能を有している。

また、戦後造林された人工林は本格的な利用期を迎えており、早急に国産材の供給体制を強化することが求められている。

さらに、「二〇五〇年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向けて、我が国の最大の吸収源として、森林・木材への期待が高まっている中、官民が一体となり、森林・林業に関わる人材の育成や間伐・再造林の確実な実施等の課題を克服し、持続可能性が担保された木材の供給・利用を進めていく必要がある。

本格的な利用期を迎えた国産材の更なる需要拡大を図るため、関係省庁と連携して公共建築物や民間の中高層建築物の木造化・木質化の推進が望まれる。

国においては、令和三年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利

用の促進に関する法律」(都市の木造化推進法)として、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。また、国は、法に基づく木材利用方針の策定市町村に対し、建築物の木造化・内装の木質化を支援している。令和六年までは非営利目的施設に限定されていたが、令和七年からは民間建築物の木質化も一部支援対象となる予定である。

本県においては、令和五年に「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」を施行し、建築物の木造化・木質化に対して、「ぎふ県産材利用促進施設等整備事業」により、公共建築物・民間建築物を問わず支援を実施している。

建築物における木材需要の拡大を促進することは、脱炭素社会の実現に向けた必要な取り組みであるとともに、森林資源の循環利用を図る上で重要であることから、この流れを更に加速させるためには、国の支援が不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 木材利用の拡大とともに、地域経済の活性化のため、建築物の木造化・内装の木質化に必要な予算を確保すること。

二 木材の利用と需要拡大のため、民間建築物の支援対象を木質化だけでなく、木造化にも拡大すること。

三 木造建築の品質向上と安全性の確保を見据えて、木造建築技術の普及と向上を図るため、人材育成に向けた施策を推進するなど、技術支援を強化すること。

令和七年七月十日

岐 阜 県 議 会 議 長

様